



# こどもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組制度

——その願いが、子どもの幸せにつながっていく。——

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により生みの親のもとでは暮らせない子どもを、  
自分の子どもとして迎え入れる制度です。



宮津航一さんご家族



石井寿紀さんご家族

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 過ごした時間と愛情が家族を育む

特別養子縁組で子どもを迎えた養親当事者や生みの親とは別の家庭で育った子どもなど、それぞれの立場と視点からの体験談をお届けします。

CASE  
1

## 子どもと真剣に向き合ううち 「私が母です」と言えるようになる

久保田智子さん(姫路市教育長、元TBSアナウンサー)



特別養子縁組制度により夫婦でハナちゃん(仮名)を長女として迎え入れ、2024年で5歳になります。

20代で不妊症であること、子どもを授かることは難しいことを医師から告げられていきました。社会人になって、テレビで特別養子縁組を決めた夫婦の密着ドキュメンタリーを見て、「こういう選択肢が“本当に”あるんだ」と救われた気持ちがしました。

結婚を決めることが、私にとっては大変なことでしたが、不妊治療と特別養子縁組を並列に考えられたことで、夫と「特別養子縁組がいいと思う」と話し合って結婚できました。

見えないものに対する不安というのは何にでもあると思うんです。あっせん団体から「赤ちゃんが無事生まれたので、よろしくお願いします」と電話をいただいたときは、「私たちで大丈夫なのかな」と夫と改めて話し合ったくらいです。

実際に対面してからは、そんな不安を感じる暇もなく、ミルクをあげておむつを替える、慌ただしい生活が始まってきました。

初めのころは「産んでいない」ことに対して、何か欠けているような感覚が少しあったと思います。いまは「はい、母です!」と言えるくらいの強さがあります。産むということはもちろん素晴らしいこと。でも毎日の生活も同じように素晴らしい、どんどん積み重なっていくものだと思うんです。

CASE  
2

## スタートが遅くとも “安心”を重ねて家族になる

石井敦さん、佐智子さん、寿紀さん

埼玉県蕨市の石井敦さん、佐智子さん夫婦には、ともに10年の間暮らしてきた4人の子どもたちがいます。長男・寿紀さんと三男は特別養子、次男は実子、4人目となる男の子は里親として委託された子どもと、石井家の一員となった経緯や年齢もさまざま。全員がスポーツを通じて地域とつながり、多くの大人に見守られて育ちました。

「寿紀が2歳のころ、自宅に飾ってあった“扉のある家の絵”を見て話をすること、よく覚えています」。そう佐智子さんは話します。当時、寿紀さんから「僕はずっと(扉を)トントンして、自分のおうちを探していた」と言われ「見つけたの?」と聞いたら「うん」と言って佐智子さんの顔を指さしたそうです。

1996年に特別養子縁組を前提として委託提案を受け、1歳半の寿紀さんの里親に。3歳5ヶ月で縁組が成立しました。前後して実子にも恵まれ、石井家は急にぎやかになりました。

「2人を分け隔てなく育てたかったから、次男の妊娠中に(長男の)特別養子縁組の申し立てをし、出産後に縁組が成立しました」(佐智子さん)

2005年には三男をまず里親として3歳で受託し、特別養子縁組が6歳で成立。寿紀さんは「(三男が)『僕と同じ誕生日だから、うちに迎えてあげて』と言いました」と、両親の背中を押したそうです。里親として6歳になる直前に迎え入れた“四男”は、石井家の一員となって10年が経ちました。

4人兄弟が写った年賀状を見ると、顔立ちも



くぼた・ともこ／1977年生まれ、広島県出身。TBS報道局記者。東京外国语大学卒業後、2000年TBSに入社。アナウンサーとして「どうぶつ奇想天外!」「筑紫哲也 NEWS 23」「報道特集」などを担当する。15年に結婚後、TBSを退社して渡米、コロンビア大学大学院にて修士号を取得。18年に帰国後、20年にジョブリターン制度を利用し、報道記者としてTBSに復帰した。

体型もバラバラで個性の違いが分かります。佐智子さんの閑わり方も4人それぞれで、「6歳を過ぎるとそれが違った方向へ個性を發揮していく」というように思っています。本人がやりたいことをとことんやらせるのが一番伸びるので、個性を尊重し応援し続けました」と振り返ります。

高校時代、寿紀さんは友人から「兄弟と似てないね」と言われたそうです。意を決して、それまで言えずにいた「自分は特別養子」ということを話すと、友人からは「寿紀は寿紀ちゃん」という言葉が返ってきたとのこと。「自分で結構いろいろ考えていましたけれど、関係ないんだな、僕は僕なんだ、そう思いました」

川口市・戸田市・蕨市の養親や里親でつく

る「南はなみずき会」の会長を務める敦さんは「先輩など支えてくれる仲間がいるので心強い」と話します。そして、特別養子縁組を考える人たちに対し、次のように語りかけました。

「どの子も生まれる時代や地域、そして親を選べません。しかし、全てのこどもに『生まれてきて良かった』と思って一生懸命生きてほしいのです。特別養子縁組は、こどもの生き方の選択肢を広げることになるでしょう。新生児や乳幼児からの縁組でないケースであっても日々、安心できる場所で育つことで親子になっていきます。養親はこどもの挑戦に寄り添う存在。こどもを通じて地域とつながることもできます。一緒に子育てをする仲間がいるから、ぜひチャレンジしてください」(敦さん)

「4歳のとき、テレビで『こうのとりのゆりかご』のニュースを見て、扉に描かれている絵を航一が覚えていたんですよ。『僕、ここに入ったことがある』って。児童相談所の人には『親子関係が親密になればなるほど嘘をついたら見抜かれるから、ちゃんと伝えたほうがいい』と言われ、僕らもそちらのほうが楽だと思ったんです。それ以来、新聞やテレビでゆりかごが出たら、ほら映ったぞって教えたり、新聞の切り抜きを取っておいたりしてね。ゆりかごに預けられたこと以外、そのときは何も分からなかったから、それが真実告知だったんですね」(美光さん)

「生い立ちが暗いイメージとして残らないように、『病院の先生に命を救ってもらってよかったね、こうして会えてよかったね』って前向きな言葉とか接し方をするように心がけていましたね」(みどりさん)

「小学校の生い立ちを振り返る授業で自分の写真がなかったり、実母が私を産んですぐに亡くなっていたことが分かったりした

CASE  
3

## 共有してきた多くの思い出が支えに 宮津航一さんと家族の絆が教えてくれること

宮津航一さん、美光さん、みどりさん



ときも、乗り越えられたのは、事前に真実告知をしてくれていたからだと思っています」(航一さん)

航一さんは高校卒業を機に自分の生い立ちを公表し、現在は大学に通う傍ら、さまざまな活動をしています。2023年秋には、ゆりかご開設に携わった慈恵病院の元看護部長・田尻由貴子さんと共に「子ども大学くまもと」を設立。専門家を招いて命の大切さや性について学ぶ講義を開催予定です。

「私の場合は普通養子縁組ですが、こどもにとって“お父さん、お母さん”と呼べる存在は必要です。人生の色々な山を乗り越えていくときに、親身になり寄り添って一緒に考えてくれる大人、家族の存在は大切だと思います。その子が自立をして社会に出た後も、帰って来られる故郷や家族もやはり必要です。特別養子縁組制度が広がって、ひとりでも多くのこどもたちが幸せな家庭に迎えられれば、これ以上幸せなことはないですね」(航一さん)

みやづ・よしみつ・みどり／2003年生まれ。「ふるさと元気子ども食堂」代表、「子ども大学くまもと」理事長。慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」に預けられ、里親である宮津美光さん、みどりさん夫妻のもとで育つ。

みやづ・よしみつ・みどり／宮津航一さんの養父母。熊本県ファミリーホーム協議会副会長、熊本東地区少年警察ボランティア連絡協議会会長(美光さん)。2007年に専門里親に登録し、11年に「宮津ファミリーホーム」を開設。これまで30人超の養育児童を迎える。

特設サイト公開中!

こどもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組 という家族のかたち  
<https://telling.asahi.com/telling/extratokubetsuyoshiengumi/>

インタビューの全文を、朝日新聞デジタルの特設サイトで紹介しています。  
特別養子縁組制度について気になること、知りたいことも公開中。ぜひご覧ください。



# 特別養子縁組制度

さまざまな事情により、生みの親の元を離れるを得ない子どもたちがいます。

「特別養子縁組制度」とは、親を必要とすることもと、子どもを望む夫婦との間で、法的な親子関係を結ぶ制度です。

## 法改正でより身近に

2020年4月より、養子となる子どもの年齢の上限が「原則6歳未満」から「原則15歳未満」に引き上げされました。  
また、特別養子縁組の成立の手続きが二段階に分かれなど、養親となる方の負担が減りました。

## 特別養子縁組制度・普通養子縁組制度の違い

	養子縁組制度		里親制度(参考)
	特別養子縁組	普通養子縁組	
戸籍の表記	長男(長女)	養子(養女)	—
子どもの年齢	原則として15歳未満	制限なし (ただし、育ての親より年下であること)	原則として18歳まで (必要な場合は20歳まで)
迎え入れる親の年齢	原則として25歳以上の夫婦 (ただし、一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上でも良い)	20歳以上	制限なし
関係の成立	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの親権者の同意 (15歳以上は自分の意志で縁組ができる)	児童相談所からの委託
離縁	原則として認められない(※1)	認められる(※2)	—

※1 養子の利益のために必要があるときに養子、実親、検察官の請求による

※2 原則、養親及び養子の同意による

## 特別養子縁組の相談窓口

養子縁組あっせん事業者の一覧はこちら→  
ホームページへのリンクもあります



公的機関である「児童相談所」の他に、法律に定める許可を受けた民間のあっせん事業者があります。

全国の養子縁組あっせん事業者一覧 令和6年4月1日現在

事業所所在地自治体名	事業者名	電話
北海道	医療法人社団弘和会 森産科婦人科病院	0166-22-6125
茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babylぽけっと	0120-585-931
埼玉県	医療法人きずな会 さめじまポンディングクリニック	048-526-1103
千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ	047-405-2333
東京都	認定特定非営利活動法人 環の会	03-3951-7270
	一般社団法人 アクロスジャパン	080-3810-3838
	社会福祉法人 日本国際社会事業団	03-5840-5711
	特定非営利活動法人 フローレンス	※
	一般社団法人 ベアホーブ	042-420-6625
和歌山県	特定非営利活動法人 ミダス&ストークサポート	0736-36-5500
山口県	医療法人社団諱友会 田中病院	0834-32-2000
沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク	098-989-7301
札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	011-804-7077
千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル	043-306-2001
大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会 大阪事務所	06-6762-5239
神戸市	一般社団法人 まもりごと(特別養子縁組事業にじのはじまり)	080-9474-5073
岡山市	公益社団法人 家庭養護促進協会 神戸事務所	078-341-5046
広島市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会	086-250-2382
熊本市	医療法人 河野産婦人科クリニック	082-242-1505
奈良市	医療法人聖粒会 慈恵病院	096-355-6131
	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門	096-322-2995
	特定非営利活動法人 みぎわ	0743-85-5622

※二次元コードの事業者一覧にリンクのあるホームページからお問い合わせすることができます

## 特別養子縁組で子どもを迎えた人、迎え入れられた人の声が載っています。

特別養子縁組制度についてもっと知りたい

▶「特別養子縁組」特設サイト <https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/>

特別養子縁組制度に興味がある

▶児童相談所相談専用ダイヤル

いちはやく おなやみを  
0120-189-783

全国児童相談所一覧



養子縁組民間あっせん事業者 一覧

